

第 30 号議案

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市下水道条例（昭和 57 年亀岡市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 11 月 25 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例

亀岡市下水道条例（昭和 57 年亀岡市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 7 第 2 号中「どろため」を「泥ため」に改める。

第 16 条中「、その他」を「その他」に改める。

第 19 条第 1 項及び第 3 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市下水道条例第 19 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 26 年 6 月 1 日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 公共下水道の使用料について、消費税引上げに対応するため、
所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、
この条例による改正後の第19条第1項及び第3項の規定は、平
成26年6月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の
検針に係る使用料については、なお従前の例によること。